

一般競争入札の実施について

府立学校義務教育課程における生徒用端末の年度更新作業の委託契約について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 6 年 12 月 17 日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 府立学校義務教育課程における生徒用端末の年度更新作業
- (2) 履行場所 京都府教育庁等
- (3) 業務概要 入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約日から令和 7 年 3 月 28 日まで

2 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁 第 3 号館 京都府教育庁指導部 I C T 教育推進課
電話番号 075-414-5693
ファクシ番号 075-414-5837

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 契約の状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者であり、適正な契約の履行が確保されない者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）
 - (ア) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする

る者

カ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

4 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の入手方法

原則として、(2)に示す申請書の提出期間までに、京都府教育委員会のホームページからダウンロードすること。

(2) 申請書の提出期間

令和6年12月17日（火）から

令和6年12月26日（木）までの間とする。

(3) 提出場所

2に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期限内に必着のこと。

(5) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエ及びキの書類を省略することができる。

ア 法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第16条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（いずれも、申請日時点で、発行日から3箇月以内のものに限る。）

イ 府税納税証明書又は府税滞納有無確認の同意書（別記第2号様式）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式）

オ 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧（別記第4号様式）

カ 取引使用印鑑届（別記第5号様式）

キ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書の現在高調書

ク 京都府の競争入札についての確約書（別記第6号様式）

ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第7号様式）

(6) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、「府立学校義務教育課程における生徒用端末の年度更新作業に係る一般競争入札参加資格者名簿」に登載される。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により、申請書を提出した者に文書で通知する。

7 参加資格の有効期限

参加資格の有効期限は、6による資格審査の結果を通知した日から令和7年4月1日までとする。

8 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑に行い、又は業務内容等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に文書で通知する。

9 入札手続き等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月8日（水） 午後1時30分

イ 場所

京都府庁3号館内

(2) 入札の方法

別添入札説明書による。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3 に掲げる者及び 4 に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

10 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約総額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、京都府会計規則第 159 条第 2 項第 3 号に該当する場合は、免除する。

12 その他

(1) 1 から 11 までに定めるもののほか、その他の事項については関係法令及び規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。